

見直し（案）に対する意見・提案の内容および回答について

投票区および投票所の見直し（案）に対するご意見・ご提案を募集しましたところ、様々なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見等の主な内容と、それに対する選挙管理委員会の回答は、次のとおりです。

ご意見等	選挙管理委員会の回答
見直しにより、自宅から投票所までの距離が現在より遠くなってしまいう有権者に対する移動支援策は考えているか。	投票区が再編された地域で、かつ、新たに投票所までの移動時間が10分を超えることとなった地域を対象に、見直し前の投票所から見直し後の投票所（期日前投票は、役場本庁又は各支所）までの区間をジャンボタクシー等で送迎（無料）する方法を採用したいと考えています。
第1投票所（役場本庁）と第2投票所（千寿苑）は、投票区を中心付近でないが、これにより投票所までの距離が遠くなる有権者が増えることについて、他との不公平感がある。	投票所までの距離ではなく、道路事情を踏まえ、投票所までの移動時間（車両による）を10分程度とすること、および、投票区域の中で最も投票所にふさわしい施設を採用することを基準に、全町的な均衡を図っています。 なお、役場本庁は浜町北部からの、千寿苑は白糸地区・下矢部東部地区からの、それぞれの交通アクセスを考慮したものです。
見直し後、投票所の投票管理者及び投票立会人は、どのような方法で選任するか。	これまで同様、各投票区内の区長や民生委員の方を通じ、紹介（推薦）のご協力をお願いいたします。なお、地域や人物の偏りがないように配慮します。
投票方法及び移動支援等について、住民周知を徹底してほしい。	様々な機会を通じて広報に努めます。また、移動支援策等の具体的な内容は、決定後、速やかに関係地区に周知します。
投票区または投票所を変更してほしい。	他の投票区との均衡が図られ、見直しの基準に抵触しない内容については、変更することとします。 変更することで全町的な均衡を保てない内容は、採用しないこととしました。

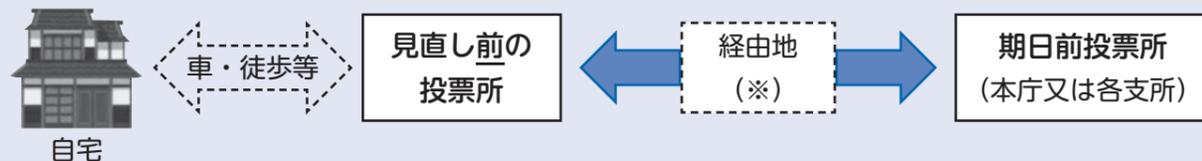
投票所までの移動支援について

◆概要

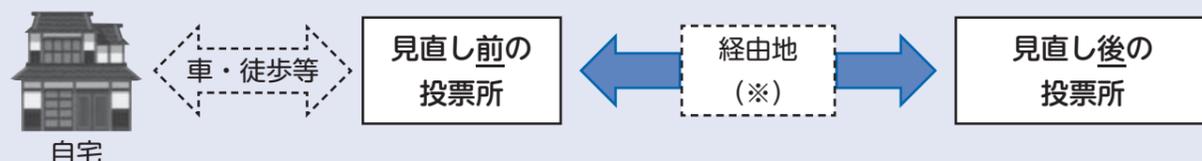
投票区が再編された地域で、投票所が変わることで、**新たに投票所までの移動時間（車両による）が10分程度を超えることとなった地域**を対象に、**見直し前の投票所から見直し後の投票所（期日前投票は、役場本庁又は各支所）までの区間をジャンボタクシー等で送迎（無料）**

◆イメージ図

【①期日前投票の場合（見直し前の投票所から最寄りの本庁又は支所まで）】



【②投票日当日の場合（見直し前の投票所から新しい投票所まで）】



※ 移動支援の経路上に、他の見直し前の投票所があるときは、経由することも検討しています。
詳細は、別途関係地域にお知らせしますとともに、広報やまと2月号に掲載いたします。

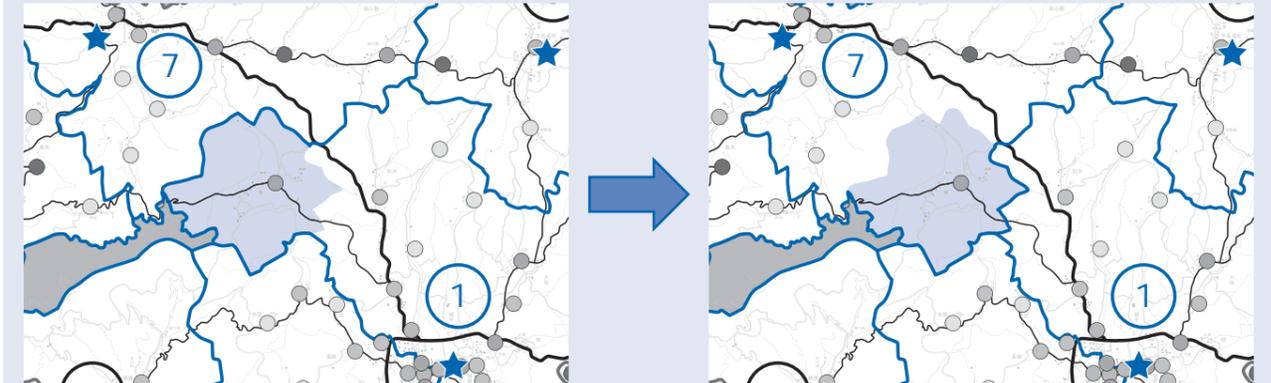
新しい投票区及び投票所について

皆さまからお寄せいただいたご意見・ご提案について協議し（左頁をご覧ください）、新しい投票区（全18区）及び投票所を決定しました。

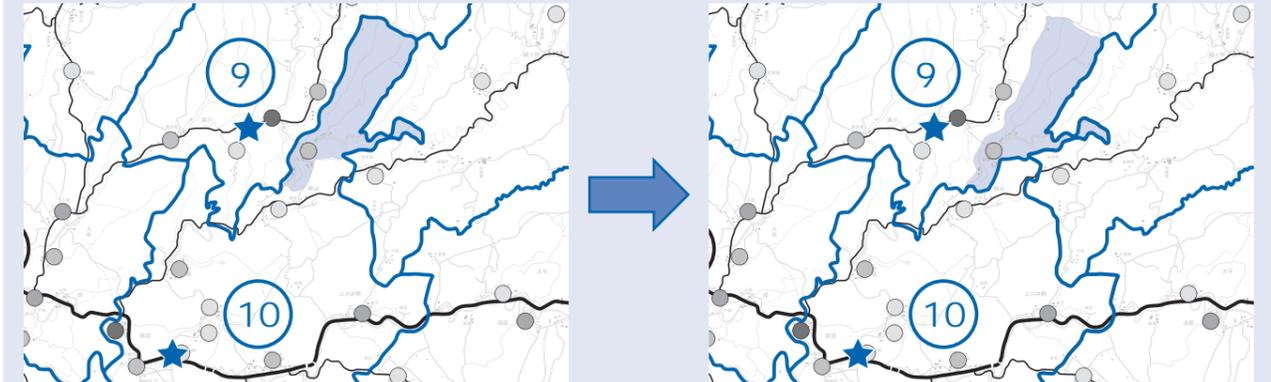
昨年9月に説明した見直し（案）〔広報やまと10月号に掲載〕から変更した内容は、次のとおりです。

凡例： ——— 投票区界、★ 投票所の位置、⑦ 投票区

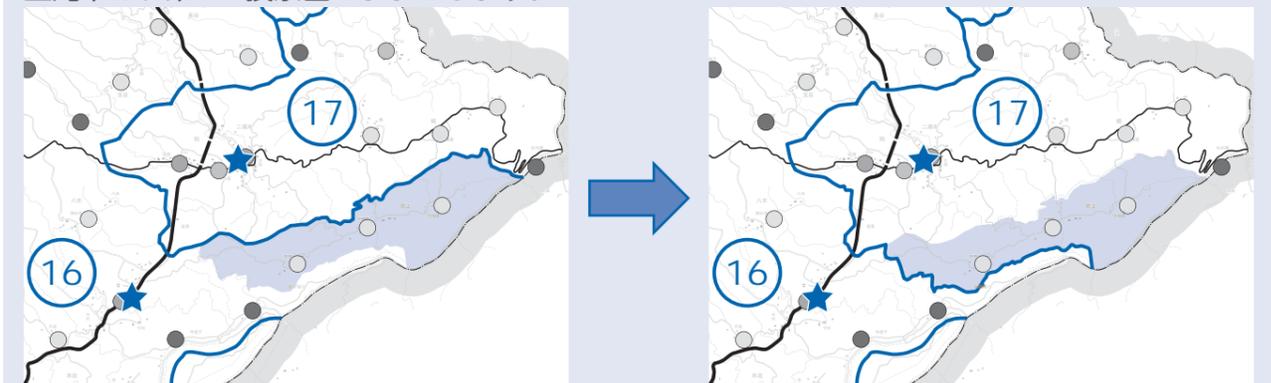
【変更①】 大字 原の区域を、第1投票区から第7投票区へ変更します。



【変更②】 大字 麻山（後谷）を、第10投票区から第9投票区へ変更します。



【変更③】 大字 花上（滝下を除く）を、第16投票区から第17投票区へ変更します。なお、花上滝下は、第16投票区のままとします。



【変更④】 第11投票区の投票所を、「朝日体育館」から「旧朝日小学校」へ変更します。

問合せ先 選挙管理委員会事務局 ☎ 72-1111